

京都府公益認定等審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府公益認定等審議会運営要領（平成20年6月5日制定）第7条第2項の規定により、京都府公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(定員)

第2条 傍聴者の定員は原則10名とし、記者席は別に設けるものとする。ただし、傍聴者が多数となる場合は、会長の判断で増員することができる。

(傍聴の手続)

第3条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室する。

2 傍聴の受付は、審議会の当日受付において先着順に行い、前条の人数に到達した場合は受付を終了する。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 会場において、騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会議の秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成20年6月5日から施行する。